

## 市指定有形文化財

- ・指定名称 弘法大師自画自賛 (こうぼうだいしじがじさん)  
 剣・鎌 (つるぎ・やじり) 各1口  
 羽子板 (はごいた) 1点
- ・指定年月日 昭和37年8月30日
- ・所有者 西木町小山田 真山寺

## 弘法大師自画自賛

この画像は、寺伝では弘法大師の自画自讃とされている。無落款で筆者年代不明である。画面が損じかかり永い年月を経たことを示している。上部右に、しんごんはふしぎなり 真言不思議。かんじゆむいようをのぞく 観誦無明除。いちじせんりをふくむ 一字含千理。そくしん 即身ほうによをしようす 証法如。上部左に、こうこうしてえんじゃくいたる 行行至円寂。きよきとしてげんしおこいる 去去入原初。さんがいきやくしやのごとし 三界如客舍。いっしん 一心これほんきよなり 是本居。と墨書あるは弘法の真筆と伝えられる。



縦114cm 横80cm 絹本着色



剣 長さ24cm 巾2cm



鎌 長さ22cm

## 剣・鎌

この剣と鎌は戸沢能登守が奉納したものでその年代は不明である。鎌の鞘に、えんりやくじゆう 延暦十かのとひつじたむらまるごんりゆうはちまんぐうしんぜんへほうのうぶき 辛未田村丸建立八幡宮神前江奉納武器三しなのうちとざわのとかみかおう 品之内戸沢能登守花押。裏に はちまんだろうよし 八幡太郎義いえこうおんじんようやのねなりとざわのとかみおんきあ 家公御陣用矢之根也戸沢能登守御寄附、別当小山田山と識されてある。

この剣と鎌は義家の使用したものかどうかわからないが、戸沢氏が門屋城に住んだ当時の献納であることが真山寺旧記録に見えるから400年以上前のものであろう。

## 羽子板

この羽子板は享保年中に佐竹式部少輔義都(よしくに)が献納したものである。当時佐竹義都が小山田八幡神社に7日間籠もって護摩行の祈願をした。その時の記念として直書じきしょに添えて献納したことが、同寺旧記録に見える。

真山寺は、小山田八幡神社の別当故これを保存している。この羽子板には佐竹氏の定紋と梵天奉納の絵を張りつけている。



長さ36cm

※指定文化財の説明は、昭和37年西木村教育委員会発行の「西木村の文化財第1集」から引用しました。